

香川高等専門学校校長室会議規程

平成 22 年 6 月 24 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校校長室会議（以下「校長室会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 校長室会議は、香川高等専門学校の運営に係る重要事項を審議する。

(組織)

第 3 条 校長室会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 各主事
- 四 各校長補佐
- 五 専攻科長
- 五の二 専攻長
- 六 事務部長
- 七 その他校長が必要と認めた者

(運営)

第 4 条 校長室会議は、校長が招集し、議長となる。

2 校長に事故あるときは、あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

(組織以外の者の出席等)

第 5 条 校長が必要と認めたときは、組織以外の者を校長室会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 校長室会議の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、校長室会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。